

奈良工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

平成20年 3月12日制定

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく奈良工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号は、この規程の定めるところによる。

第2条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校長として特に功績のあった者に対し、運営会議の議を経て名誉教授の称号を授与することができる。

第3条 本校の教授として通算20年以上勤務し、教育上又は学術上功績のあった者のうち、当該者の所属学科から推薦があった者に対し、運営会議の議を経て名誉教授の称号を授与することができる。ただし、定年退職後の再雇用教職員の期間は通算できないものとする。

第4条 本校の教授として10年以上勤務した者については、次の各号に掲げる年数を前条の勤務年数に通算することができる。ただし、定年退職後の再雇用教職員の期間は通算できないものとする。

- 一 本校の准教授又は専任講師としての勤務年数は、その2分の1の年数
- 二 本校以外の国立高等専門学校及び国立大学の教授としての勤務年数はその全年数、准教授又は専任講師にあってはその勤続年数の2分の1の年数

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対し、当該者の所属学科から推薦があり、かつ、運営会議の議を経た場合に名誉教授の称号を授与することができる。

- 一 本校の育成発展に特に功労のあった教授で退職した者
- 二 本校に勤務した者で学術上の功績が顕著であった者

第6条 名誉教授の称号授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

第7条 名誉教授の栄誉を汚す行為等がありその称号を保持するのに適当でないと認められる者に対しては、運営会議の議を経て称号の授与を取り消し、辞令書を返付させることができる。

附 則

昭和46年2月1日制定の奈良工業高等専門学校名誉教授称号授与規程は、廃止する。

1 この規程は、平成20年3月12日から施行する。

（助教授の勤続年数に関する経過措置）

2 本規程施行前における助教授として勤務した年数は、准教授として勤務した年数とみなす。